

仕 様 書

- 1 業 務 名 筋ヶ浜終末処理場旧投入槽沈砂運搬業務
- 2 実施場所 下関市伊崎町二丁目21番1号
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年3月30日まで
- 4 内 容 筋ヶ浜終末処理場旧投入槽内沈砂の吸引及び運搬一式
 - (1) 旧投入槽（φ約4100mm、H=約3200mm）に堆積した沈砂を汚泥吸引車を用いて吸引し発注者が指定する産業廃棄物処分場へと運搬する。
 - (2) 予定数量：80 t
 - (3) 数量は予定量であり、汚泥等数量を保証するものではない。
 - (4) 運搬の日程は、発注者及び産業廃棄物処分場に確認し決定すること。
 - (5) 業務の実施は、原則として2月以降とする。
 - (6) 実施場所は別図1に示すものとする。
- 5 運搬場所 大村産業建設株式会社
下関市豊浦町大字吉永字大神田403-9
- 6 産業廃棄物に関する情報
 - (1) 産業廃棄物の発生工程
公共下水道管渠、マンホール等に流入堆積により発生した沈砂（汚泥）
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ア 性状 : 液体・固形物
 - イ 添加薬品等 : なし
 - ウ 臭気 : 腐敗臭気
 - エ 荷姿 : 汚泥吸引車
 - (3) 腐敗、腐食、揮発等性状の変化に関する事項
密閉した場所に長期間保管するとメタンガスや硫化水素ガスの発生するおそれがある。
 - (4) 混合等により生ずる支障
他の廃棄物の性状（成分・組成・臭気等）によっては、混合等により支障を生じるおそれがある。混合等行う場合は十分注意すること。
 - (5) その他取扱いの注意事項
換気を良好にして作業すること。
- 7 提出書類
 - (1) 写真（搬入状況等） 1 部
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し 1 部

- (3) 産業廃棄物管理票の写し 1 部
- (4) 成果報告書 1 部

ア 業務完了届（以下の項目について記載されたもの）

- (ア) 業務名
- (イ) 契約日
- (ウ) 契約期間
- (エ) 契約額
- (オ) 完了年月日
- (カ) 請求額

なお、委託料については、提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。

- (5) その他発注者が指示するもの 1 式

8 注意事項

- (1) 業務の履行に当たり、関係法令を遵守し、安全管理に努めること。
また、発注者と事前に打ち合わせを行うこと。
- (2) 運搬量 1 t 当たりの単価契約とする。
- (3) 処理場の運転等に、支障を与えないこと。
- (4) 作業は平日昼間に行うこと。
- (5) 業務に必要な機材は受注者の負担とする。
- (6) 未処理汚水に接触する作業については、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。
- (7) 計量時及び計量後は数量に間違いがないことを、計量器及び計量伝票にて確認すること。
- (8) 業務に当たり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、これを補修すること。